

熊本県公報

第 1 1 9 8 6 号
平成 23 年 2 月 22 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報 の 告示 …… (県政情報文書課) 1
- 保安林の指定に関する予定 …… (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定 …… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定 …… (//) 2
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退 …… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 …… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定 …… (//) 3
- 道路の区域変更 …… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始 …… (//) 3
- 道路の供用開始 …… (//) 3

公 告

- 熊本県市町村国民健康保険支援方針の策定 …… (医療政策総室) 4
 - 肥料登録有効期間更新 …… (農業技術課) 18
 - 土地改良事業の工事完了公告 …… (農村計画・技術管理課) 18
- 登 載 依 頼
- 第 44 回熊本県環境審議会 の 開催 …… (環境政策課) 18

告 示

熊本県告示第 1 8 7 号

平成 2 2 年 6 月 2 5 日熊本県告示第 6 4 8 号 (口頭による開示請求をすることができる個人情報) の一部を次のように改正する。

平成 2 3 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表中熊本県非常勤職員採用試験 (県庁受付業務嘱託員) の項中「県庁受付」を「県庁受付及び情報公開総合窓口受付」に改め、熊本県非常勤職員採用試験 (情報公開総合窓口受付) の項中「情報公開総合窓口受付」を「情報公開総合窓口受付及び県庁受付業務嘱託員」に改め、熊本県非常勤職員採用試験 (公印及び文書管理業務) の項中「文書管理業務」を「文書管理業務嘱託員」に改め、熊本県非常勤職員採用試験 (複写及び印刷管理業務員) の項中「印刷管理業務員」を「印刷管理業務嘱託員」に改め、熊本県非常勤職員採用試験 (文書收受及び発送管理業務員) の項中「発送管理業務員」を「発送管理業務嘱託員」に改め、熊本県非常勤職員採用試験 (博物館活動嘱託員) の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験 (家計調査民間指導員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日 から 1 月	統計調査課
----------------------------	---	---------------	-------

同表中熊本県非常勤職員採用試験 (介護保険事業者管理嘱託員) の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験 (介護支援専門員登録管理嘱託職員)	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から 1 月	認知症対策・地域ケア推進課
----------------------------------	------------	---------------	---------------

熊本県告示第 1 8 8 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 3 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字瀬ノ本 5 6 4 6 番 1 号 字山鳥川 5 6 4 9 番 1 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字河原字小野1907番2、1909番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小野1909番2、1907番2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字湯川内3838番2、3842番7、3848番
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字湯川内3838番2・3842番7・3848番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。
平成23年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
斉藤病院 熊本市中央街3番3号	医療法人 斉藤会	平成23年2月28日

熊本県告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護老人保健施設なでしこ 熊本市北千反畑町 2 番 5 号	医療法人起生会	平成 2 3 年 3 月 1 日

熊本県告示第 1 9 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護老人保健施設なでしこ 熊本市北千反畑町 2 番 5 号	医療法人起生会	平成 2 3 年 3 月 1 日

熊本県告示第 1 9 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 2 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 3 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 8 9 号	天草郡苓北町都呂々字立見 2 7 1 番地先から 同所 2 7 1 番地先まで	前	62.5 ～ 97.5	12.0	単防災 (通) (法面 保護)
			後	83.5 ～ 97.5		

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 2 月 2 2 日

熊本県告示第 1 9 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 2 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 3 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 3 号	下益城郡美里町岩野字天神原 1 4 0 6 番 1 地先から 同所 1 4 0 6 番 1 地先まで	57.2	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 2 月 2 2 日

熊本県告示第 1 9 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 2 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 3 年 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

主要地方道	熊本高森線	熊本市小島三丁目 207番1地先から 同市城山下代二丁目 566番1地先まで	953.0	やさ道 交1地 (歩道 整備)
-------	-------	---	-------	--------------------------

2 供用を開始する期日 平成 23 年 2 月 22 日

公 告

熊本県公告第 85 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 68 条の 2 第 1 項に基づき「熊本市町村国民健康保険支援方針」を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により公表する。
平成 23 年 2 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本縣市町村国民健康保険支援方針

1 基本的な事項

(1) 策定の目的

県内の市町村国民健康保険（以下「市町村国保」という。）の財政の安定化を推進するため、「熊本市町村国民健康保険支援方針（以下「支援方針」という。）」を策定する。

(2) 策定の根拠規定

支援方針は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 68 条の 2 第 1 項に基づき定める。

(3) 策定年月日

平成 22 年 12 月 28 日

(4) 対象期間

策定日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

2 県内市町村国保の現況

現行の国民健康保険制度発足（昭和 33 年度）以後、県内市町村国保を取り巻く環境は大きく変化し、財政運営はますます厳しくなる一方である。

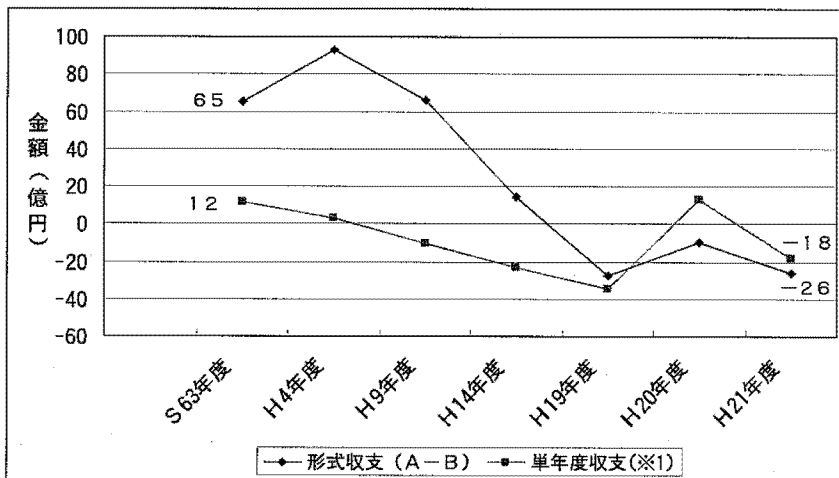
昭和 63 年度以降の各種データをもとに、県内市町村国保の現況について見ると、次のような特徴がある。

(1) 財政状況

市町村国保全体の形式収支は赤字であり、単年度収支では、昭和 63 年度で約 12 億円の黒字となっていたが、平成 9 年度では約 11 億円の赤字となり、平成 19 年度では、約 35 億円へとさらに悪化している。また、年々、法定、法定外を合わせた一般会計繰入金が増加するとともに、平成 21 年度には、約 80 億円の繰上充用金が充てられている状況である。

平成 20 年度の後期高齢者医療制度創設（以下「制度創設」という。）に伴い、約 13 億円の黒字へと転換したが、平成 21 年度速報値では、約 18 億円の赤字となっており、厳しい状況に変わりはない。

【県内市町村国保の財政収支の推移】



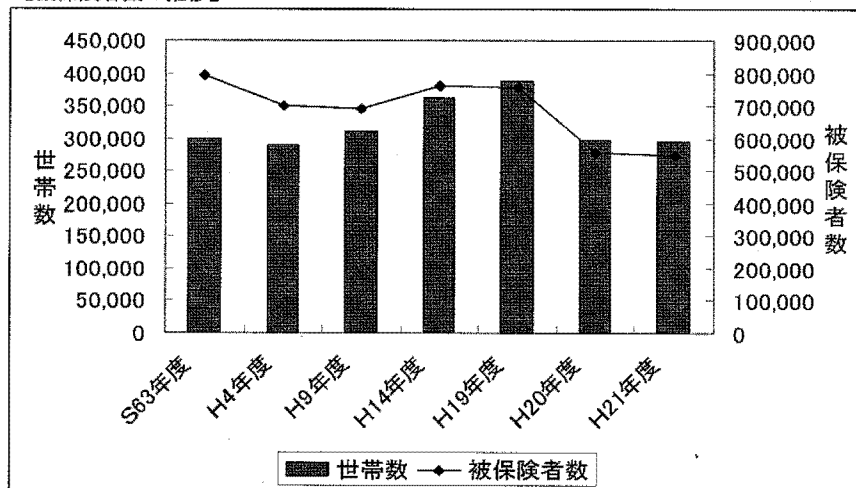
※グラフの基礎データは、P11【資料】以降に掲載している。以下同じ。

(2) 被保険者の状況

①被保険者数及び年齢構成の推移

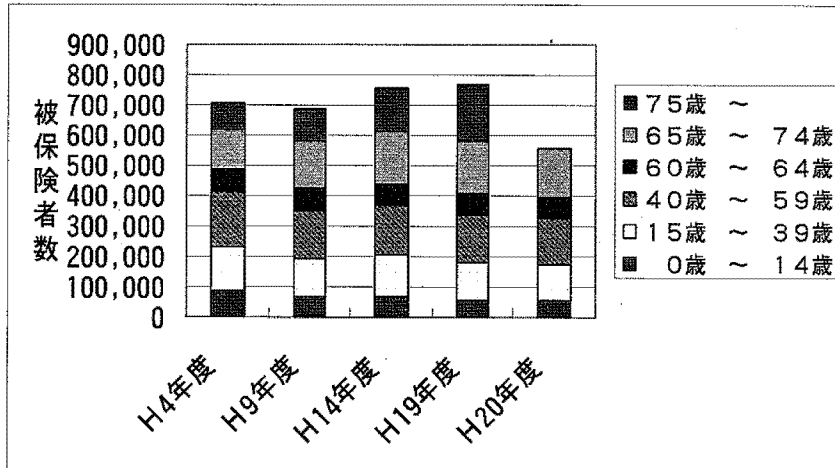
昭和63年度と制度創設前の平成19年度を比較すると、約79万人であった被保険者数は、約3.5万人の減少となった。平成20年度は、制度創設によって約20万人が後期高齢者医療制度へ移行したことから、被保険者数は、約55万人となり、以後若干の減少となっている。

【被保険者数の推移】



また、年齢構成で見ると、65歳以上の占める割合は、平成4年度で30.8%（全国28.3%）であったが、制度創設前の平成19年度では、46.9%（全国45.0%）にまで増加、制度創設後は、29.7%（全国30.7%）となっている。

【被保険者の年齢構成の推移】

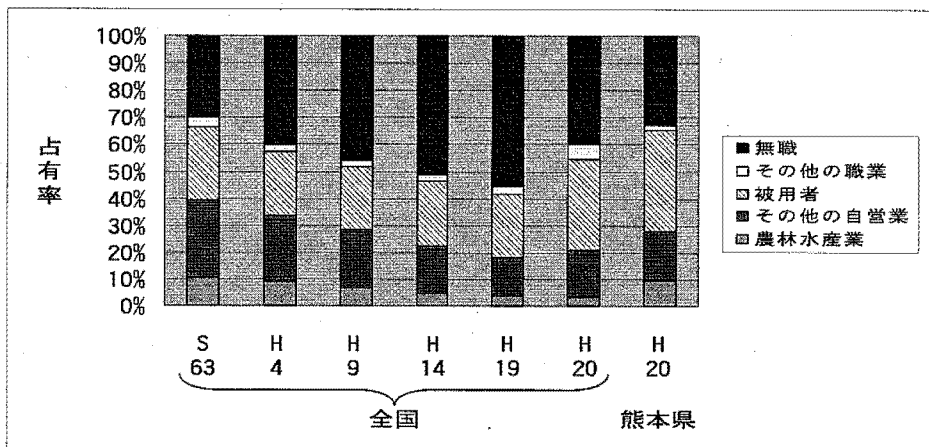


②職業別割合

国の国民健康保険実態調査（以下「実態調査」という。）によれば、全国では、無職の割合が増加していたが、制度創設後、平成20年度では、一般的には低所得と考えられる層の被用者が33.7%に増加、無職が39.6%となっている。

本県のこれまでの推移に係るデータはないが、平成20年度においては、被用者が37.4%、無職が32.6%となっており、全国に比べ農林水産業従事者、被用者の割合が多くなっている。

【被保険者の職業別割合】



(3) 保険料(税)収入の状況

保険料(税)収入額は、昭和63年度で約451億円、歳入総額に占める割合は、36.9%であったが、制度創設前の平成19年度では、約569億円で、同割合は25.1%に低下している。さらに、制度創設により高齢者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、平成20年度の同割合は、20.0%に低下している。

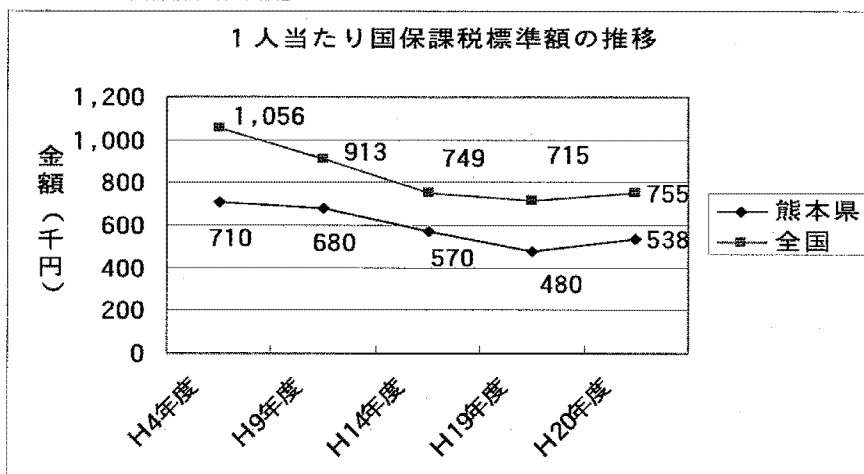
今後も、景気悪化による所得の伸び悩みやそれに伴う収納率低下等から保険料(税)収入の減少が考えられる。

所得と密接な関係にある1人当たりの国保課税標準額及び軽減世帯割合の状況を見ると、以下のような状況となっている。

① 1人当たり国保課税標準額の推移

1人当たりの国保課税標準額は、制度創設後の平成20年度は若干増加しているが、本県、全国ともに年々減少傾向にある。平成20年度における本県の1人当たり国保課税標準額は、全国の中で、14番目に低い金額となっている。

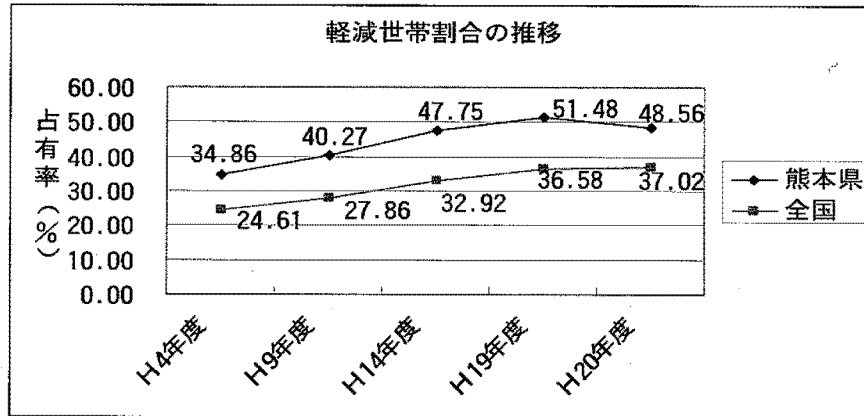
【1人当たり国保課税標準額】



② 軽減世帯割合の推移

国保では、世帯の所得状況に応じ、一定割合の保険料(税)が軽減されるが、軽減世帯の割合は年々増加傾向にある。本県では、制度創設後の平成20年度においては若干下がったが、48.56%とほぼ半数が軽減世帯となっており、全国の中で14番目に高い割合となっている。

【軽減世帯割合の推移】

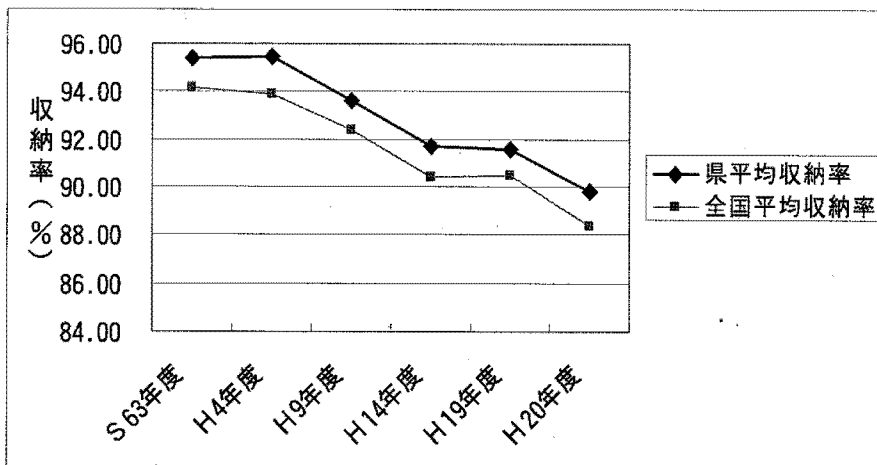


③ 収納率の低下

現年度分の保険料（税）収納率は、年々低下しており、制度創設の平成 20 年度は、納税意識の高い高齢者が後期高齢者医療制度へ移行したことなどから、全国同様、初めて 90% を下回ることとなり、89.80% となった。

なお、平成 21 年度の速報値でも、前年度に比べさらに 3.3 ポイントの低下となっている。

【現年度分収納率の推移】



また、平成 20 年度における全国の平均収納率と比較すると、全国の 88.35% に対し、89.80% と若干上回っているが、順位は 29 位に位置している。

規模別に見ると、次の表のとおりであり、中核市である熊本市は、全国平均を下回っているが、他 13 市及び町村部の各々の平均収納率は、全国平均を上回っている。

【平成 20 年度保険者規模別平均収納率】

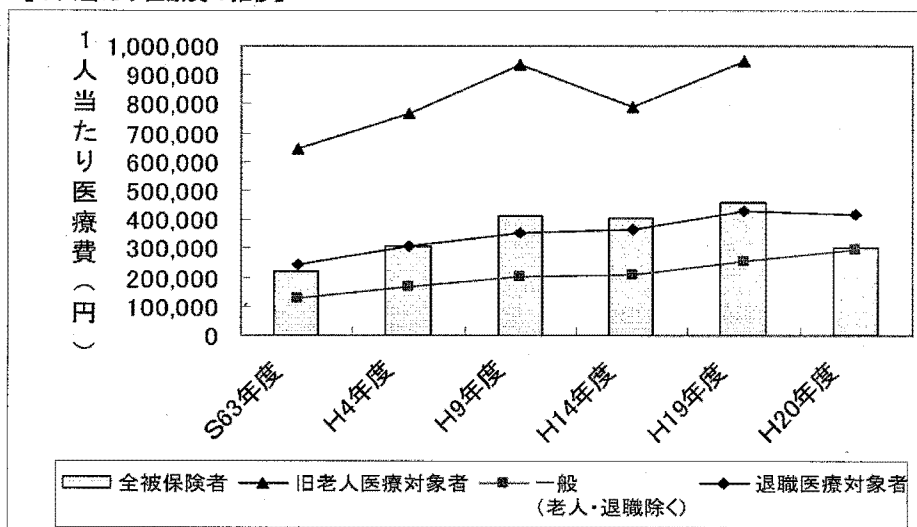
(単位：%)

H20 年度	全国平均	市部平均					町村部平均
		政令都市及び特別区	中核市	10 万人以上	5 万人以上 10 万人未満	5 万人未満	
全 国	88.35	87.91	85.97	87.48	85.49	89.85	92.08
熊本県	89.80	88.88		85.87 熊本市			92.98
						91.51 13 市	92.08 33 町村

(4) 医療費の動向

旧老人医療対象者及び退職医療対象者を除く、一般の 1 人当たり医療費（療養諸費）は、昭和 63 年の 126,352 円から平成 20 年には 295,859 円と、約 2.3 倍になっている。

【1 人当たり医療費の推移】



また、平成 20 年度の本県における医療費の状況を全国と比較すると、次のとおりとなっている。

1 人当たり費用額を見ると、歯科は低位にあるが、入院、入院外ともやや上位にある。

【1 人当たり費用額等の全国平均との比較】

		診療費計	入院	入院外	歯科
1 人当たり費用額 (円)	全国市町村計	225,005	99,626	103,020	22,360
	熊本県	250,157	120,793	109,837	19,527
	順位	18	16	19	40
1 件当たり費用額 (円)	全国市町村計	23,133	448,672	12,990	14,211
	熊本県	25,814	401,359	13,688	14,301
	順位	13	47	13	26
1 日当たり費用額 (円)	全国市町村計	10,514	26,866	7,307	6,222
	熊本県	10,324	22,079	7,157	5,720
	順位	34	44	31	46
100 人 当たり受 診件数 (件)	全国市町村計	972.643	22.205	793.096	157.342
	熊本県	969.082	30.096	802.447	136.538
	順位	28	27	26	35
1 件当 たり日 数 (日)	全国市町村計	2.20	16.70	1.78	2.28
	熊本県	2.50	18.18	1.91	2.50
	順位	6	8	7	7

3 県内市町村国保の課題

市町村国保は、国民皆保険制度の最後の砦として、医療保険制度の中核をなすものであり、制度上、低所得者や高齢者の方々が多く、他の公的医療保険に比べ医療費も高いという構造的課題を抱えている。

県内市町村国保においても、同様の状況にある。

被保険者数は、制度創設もあり減少しているが、一般被保険者の 1 人当たり医療費は、平成 14 年度から平成 19 年度にかけて、年平均約 4.5% の伸びを示しており、一般被保険者の保険給付費は、平成 24 年度で、1500 億円を上回る見込みである。

一方、保険料（税）収入については、被保険者構造の変化に加え、景気低迷がさらに続くことになれば、調定額そのものが減少することが見込まれる。

このようなことから、市町村国保の財政悪化はさらに進むことが見込まれ、平成 21 年度で 29 市町村にのぼった単年度収支赤字団体が、さらに増加するものと見込まれる。

このような状況においては、より一層、低下傾向にある収納率の向上に取り組み、収入の落ち込みを防ぐとともに、医療費適正化策の充実強化を図っていく必要がある。

4 市町村国保財政の安定化の推進において県が果たすべき役割

被保険者の高齢化や医療技術の高度化等により医療費は年々増加の傾向にある反面、就業構造の変化や経済状況によって保険料（税）収入は伸び悩み、市町村国保財政の運営はますます厳しくなっている。

県としては、市町村国保が抱える構造的課題に対応するためには、持続可能なものとなるよう医療保険制度全体の議論と施策を国に対し求めていくとともに、市町村が保険者としての役割を十分に果たせるよう、本県市町村国保の課題に対応した財政安定化につながる取り組みを行い、支援していくことが必要である。

5 市町村国保の財政の安定化を図るための具体的な施策

市町村国保の厳しい財政状況を踏まえ、これまで、国民健康保険運営の安定化を図るため、保険基盤安定制度や高額医療費共同事業、財政安定化支援事業、県調整交付金制度、保険財政共同安定化事業等が創設、拡充され、県としてもこれらの施策を通して、市町村国保の財政安定化につながる負担を行ってきたところである。

また、市町村は保険者として、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は保険者を支援する立場から、それぞれ保険料（税）収入の確保や医療費適正化等様々な取り組みを行ってきたが、これらをさらに全県的に推進するため、当面、以下の施策に取り組むものとする。

(1) 保険料（税）収納率の向上

① 保険者規模別の目標収納率の設定

前記5ページで述べたとおり、県全体の収納率は平成20年度初めて90%を下回り、全国では29位となっている。

このため、支援方針の策定期間である平成24年度末までの間、保険者規模別の目標収納率を、下記のとおり設定し、各市町村は、毎年度その達成に向け取り組むものとする。

平成24年度末までの保険者規模別目標収納率

各年度における 平均被保険者数		目標収納率 (%)
千人未満		97.00
千人以上	3千人未満	95.00
3千人以上	4千人未満	94.50
4千人以上	5千人未満	94.00
5千人以上	7千人未満	93.50
7千人以上	8千人未満	93.00
8千人以上	9千人未満	92.50
9千人以上	3万人未満	92.00
3万人以上	5万人未満	91.50
10万人以上		89.00

②その他の収納率に関する目標

各市町村の収納率の現状は様々であることから、その他の収納率に関する目標として、下記のとおり設定するものとする。

ア 前年度収納率を上回る。

イ 収納率100%を達成した市町村は、現状を維持する。

ウ すでに目標収納率を達成している、又は平成23年度末までに達成した市町村は、現状維持又は前年度を上回る。

エ 平成24年度末において①の目標収納率に達しない場合でも、平成21年度の収納率と比較し、1ポイント以上上回る。

③目標収納率の達成状況に伴う県調整交付金の配分

平成24年度までの各年度末の収納率について、①又は②の目標を達成した市町村に対しては、翌年度の県調整交付金において、特別調整交付金による配分を行う。

なお、具体的な配分の方法は、県調整交付金交付要綱において別途規定する。

④他市町村のモデルとなる収納率向上対策等に係る県調整交付金の配分

・ 他市町村のモデルとなるような収納率向上につながる対策を実施したと認められる場合には、県調整交付金の特別調整交付金による配分を行う。

・ 収納アドバイザー雇用経費のほか、搜索等滞納処分の強化に要した経費に対し、県調整交付金の特別調整交付金による配分を行う。

なお、具体的な配分の方法は、県調整交付金交付要綱において別途規定する。

⑤目標収納率を達成できなかった市町村等に対する助言の実施

①②のいずれの目標も達成できなかった市町村に対しては、必要な助言を実施するものとする。

なお、熊本市については、同市が策定する赤字解消基本計画の着実な推進を促すとともに、毎年度必要な助言を行うものとする。

(2) 医療費適正化対策

医療費適正化に資するものとして、以下の施策に取り組むものとする。

①後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用した場合の自己負担軽減額の周知

平成23年度国保連合会に導入予定の新共同電算システムにより、自己負担軽減額の周知が可能となることから、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の特徴を十分周知することに配慮しつつ、関係者の理解を得ながら、平成23年度中に自己負担軽減額の周知開始となるよう、国保連合会と連携して支援していく。

②特定健診及びレセプトデータを活用した保健事業の推進

国保連合会のシステムにより、平成23年度から可能となる特定健診の健診結果と、レセプトデータの突合をもとに、市町村保健師が各地域における効果的な保健事業を実施できるよう、国保連合会と協力して、研修会等を通じて適切な助言を行うものとする。

③高医療費市町村に対する助言

平成22年5月改正前の国民健康保険法第68条の2に準じ、別途定める基準を超える高医療費市町村に対しては、医療費適正化計画の策定と、その実施に向け、県、国保連合会が連携して、助言を行うものとする。

(3) 県単位での広報の重点化

国民健康保険に関する広報は、各市町村、国保連合会、熊本県保険者協議会、県がそれぞれ行っているが、広報は、重点を絞り、一定の時期に集中して行うことが、啓発効果が高いと考えられる。

そこで、以下の4項目を重点広報事項として関係機関と調整し、最も効果的な時期に集中して行うよう取り組むものとする。

- ①国民健康保険料（税）の納期内納付
- ②資格喪失届出の勧奨
- ③適正受診の普及啓発
- ④特定健診受診勧奨

6 市町村国保の県単位化につながる施策の検討

国の高齢者医療制度改革会議において、市町村国保の都道府県単位化について議論がなされていることから、県単位化につながる以下の項目について、7に記載する「熊本県市町村国保連携会議」の中で、別途検討を行うものとする。

- (1) 保険財政共同安定化事業
- (2) 保険料（税）
- (3) その他必要と考えられる事項

7 市町村、関係機関との連絡調整体制

支援方針の評価、見直しを行うため、以下の会議を開催する。

- (1) 「熊本県市町村国保連携会議」

県医療政策総室が主催し、各市町村国保主管課長、国保連合会、県健康づくり推進課、その他必要と認める者に出席を依頼する。

- (2) 必要に応じ部会を開催

(1) の会議を円滑に進めるため、必要に応じ部会を設ける。

8 支援方針の評価と見直し

本支援方針の対象期間中、毎年度適切な時期に、本支援方針に基づき行った施策について評価を行うとともに、必要に応じて支援方針の見直しを行うものとする。

【参考】

市町村国保における公費負担等の概要

1 定率国庫負担等

- 療養給付費負担金……個人負担分を除く医療費の総額をもとに算定する国庫負担（34%、定率）
- 国財政調整交付金……市町村間の財政力の不均衡を調整するため国が交付
- 県調整交付金……市町村間の財政力の不均衡を調整するため県が交付

2 保険基盤安定制度

- 保険基盤安定制度……低所得者が多いという市町村国保の構造的課題に対応するため、低所得者に対する保険料軽減相当額等を市町村が一般会計から繰入れ、その費用を公費で補填するもの。
保険料軽減分（県3/4・市町村1/4負担）と、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援金分（国1/2、県・市町村各1/4負担）がある。

3 保険者間の共同事業

- 保険財政共同安定化事業……都道府県内における市町村の保険料の平準化や財政安定化を図るために、レセプト1件30万円以上の医療費全てを対象に、市町村の拠出金により費用負担を調整するもの。
 - 高額医療費共同事業……高額な医療費の発生による財政リスクを軽減し、小規模保険者の運営基盤の安定化を図るため、レセプト80万円以上の医療費全てを対象に、市町村の拠出金により費用負担を調整するもの。拠出金に対し、公費負担（国・県各1/4）が行われている。
- ※両事業とも県国民健康保険団体連合会が実施。

4 その他の財政措置

- 財政安定化支援事業……保険者の責めに帰することができない特別の事情による国保財政の負担増について、限定的に一般会計からの繰入れを認め、これに要する費用について地方財政措置しているもの。
- 前期高齢者財政調整制度……前期高齢者（65歳以上75歳未満）の偏在による被用者保険を含めた全保険者間の不均衡を調整するため、財政調整を行うもの。市町村国保は、高齢者の加入割合が高いため、交付金の額が納付金の額を大きく上回っている。

【資料】

1 市町村国民健康保険財政状況の推移

(単位：千円)

		昭和63年度	平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入	保険料(税)	45,062,451	46,013,420	49,039,581	53,912,976	56,949,699	45,351,268	44,015,479
	国・県支出金	53,426,314	54,775,188	65,143,762	67,433,725	77,935,426	69,342,623	72,813,610
	療養給付費交付金	7,900,598	11,915,603	13,467,765	19,311,724	40,159,705	13,166,837	9,115,735
	前期高齢者交付金	-	-	-	-	-	41,011,531	40,709,993
	共同事業交付金	659,143	890,697	1,402,954	1,610,827	26,861,637	26,546,135	28,396,012
	一般会計繰入金	6,197,073	8,969,697	11,267,028	13,938,235	17,192,715	14,844,904	15,419,107
	基金等繰入金	167,468	704,602	1,061,205	1,360,318	1,825,764	1,054,527	2,159,339
	繰越金	7,718,079	8,294,487	8,079,277	7,829,995	5,499,399	4,928,890	6,366,211
	その他の収入	912,085	1,109,774	1,432,918	401,833	531,954	669,030	1,472,497
	歳入計(A)	122,043,211	132,673,468	150,894,490	165,799,633	226,956,299	216,915,745	220,467,983
出	保険給付費	75,442,342	85,507,908	92,241,340	92,723,908	141,717,309	140,028,642	143,800,576
	後期高齢者支援金	-	-	-	-	-	22,522,197	24,530,675
	前期高齢者納付金	-	-	-	-	-	30,380	69,817
	老人保健拠出金	30,665,415	29,938,871	42,375,583	51,551,212	38,044,041	5,624,304	1,320,922
	介護納付金	-	-	-	7,294,813	10,858,157	9,934,415	9,675,518
	共同事業拠出金	441,664	484,973	966,334	1,009,865	26,833,674	26,517,034	28,364,984
	保健事業費	759,455	1,181,877	1,805,846	1,931,595	1,233,833	1,475,830	1,540,718
	総務費	3,616,257	3,532,271	3,202,144	3,230,675	3,013,959	2,811,915	2,755,556
	直診勘定繰出金	38,236	85,286	147,083	227,087	59,131	116,463	41,682
	基金等積立金				544,970	79,449	193,726	1,280,840
	その他の支出	2,014,259	2,633,030	2,068,093	962,303	1,351,413	545,922	1,691,047
	前年度繰上充用金	2,544,661	0	1,476,588	4,905,720	6,507,975	8,094,395	8,020,946
	歳出計(B)	115,522,289	123,364,216	144,283,011	164,382,148	229,698,941	217,895,223	223,093,281
形式収支(A-B)	6,520,922	9,309,252	6,611,479	1,417,485	-2,742,642	-979,478	-2,625,298	
単年度収支(※1)	1,182,673	312,800	-1,049,778	-2,319,501	-3,477,744	1,325,881	-1,848,766	
基金等保有額	8,535,729	14,431,105	15,919,107	16,155,565	10,651,000	10,252,222	9,817,098	

※1 単年度収支は、形式収支から基金等繰入金、繰越金、基金等積立金、前年度繰上充用金、その他の支出中の公債費を除外したものである。

2 被保険者数等の推移

(単位：世帯、人)

区分 \ 年度	昭和63年度	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
世 帯 数	298,110	289,841	310,768	362,861	386,669	296,242	294,236
被 保 険 者 数	792,835	700,166	690,289	762,364	757,252	554,880	546,210
若人・一般被保険者数	596,037	485,177	435,310	449,513	439,493	528,356	518,152
退職被保険者数	63,693	67,456	68,035	83,689	122,928	26,524	28,058
国保加入率(%)	43.6	38.3	37.5	41.7	42.1	30.9	30.3
参考：旧老人医療給付対象者（～H19・再掲）又は後期高齢者医療対象者（H20別掲）	133,105	147,533	186,944	229,162	194,831	248,016	253,790

※各年度末の状況

3 年齢階級別被保険者数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度
総 数	708,468	686,852	758,149	765,918	558,644
0歳 ～ 14歳	89,537	68,921	65,800	57,529	54,398
15歳 ～ 39歳	142,344	124,984	138,387	125,321	120,041
40歳 ～ 59歳	178,732	156,055	163,728	157,124	149,313
60歳 ～ 64歳	79,494	73,677	70,991	66,799	69,072
65歳 ～ 74歳	131,042	156,826	175,049	175,011	165,820
75歳 ～	87,319	106,389	144,194	184,134	
参考：旧老人医療給付対象者（～H19・再掲）又は後期高齢者医療対象者（H20別掲）	145,091	181,766	232,150	192,905	244,154

※各年度9月末現在の状況

4 全国における国民健康保険世帯主の職業別世帯数構成割合の推移（擬制世帯主を除く）

(単位：%)

区分 \ 年度	昭和63年度	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度	
						全 国	熊本県
農 林 水 産 業	10.2	9.0	6.6	4.9	3.9	3.4	9.4
そ の 他 の 自 営 業	29.1	24.7	22.0	17.3	14.3	17.3	18.7
被 用 者	27.2	23.6	23.0	24.1	23.6	33.7	37.4
そ の 他 の 職 業	3.8	2.3	2.4	2.7	2.8	6.0	1.9
無 職	29.6	40.4	46.0	51.0	55.4	39.6	32.6

※各年度の推計値。職業不明分除く。熊本県の数値は平成20年度のみ。

5 一人当たり課税標準額の推移

(単位：千円)

区分	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度
熊 本 県	710	680	570	480	538
全 国	1,056	913	749	715	755

6 課税対象世帯数に対する軽減世帯割合の推移

(単位：%)

区分	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度
熊 本 県	34.86	40.27	47.75	51.48	48.56
全 国	24.61	27.86	32.92	36.58	37.02

7 一人当たり療養諸費の推移

(単位：円)

区分	年度	昭和63年度	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度
一 般 (老人・退職除く)		126,352	169,049	203,980	210,588	258,127	295,859
退職医療対象者		245,407	307,125	352,452	366,440	431,771	415,872
旧老人医療対象者※		647,261	767,646	933,185	792,999	945,468	857,779
全 被 保 険 者		220,743	305,482	410,473	404,612	460,217	303,070

※旧老人医療対象者の平成20年度は後期高齢者医療対象者分であり、平成20年度の全被保険者数には、後期高齢者医療対象者分は含んでいない。

8 一人当たり保険料(税)現年分調定額等の推移

(単位：円)

区分	年度	昭和63年度	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度
一人当たり調定額		57,239	66,540	73,664	75,622	78,405	85,998
1世帯当たり調定額		153,755	162,173	166,789	159,628	154,766	158,048
全国一人当たり調定額		56,374	67,013	73,438	79,321	84,367	90,625
全国1世帯当たり調定額		137,985	149,076	152,518	154,966	155,665	157,695
県平均収納率(%)		95.36	95.46	94.10	91.73	91.56	89.80
全国平均収納率(%)		94.13	93.87	93.00	90.39	90.49	88.35

熊本県公告第86号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1418号	魚廃物加工肥料	うおっこ	窒素全量：5.0 りん酸全量：5.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	尾上俊二 熊本県天草市牛深町188番地2	平成26年2月14日
熊本県肥第1419号	混合有機質肥料	混合有機質肥料5号	窒素全量：11.0 りん酸全量：1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	平成26年2月14日
熊本県肥第1179号	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料2号	アルカリ分：55.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字稲佐301	平成29年2月19日
熊本県肥第1180号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰B4号	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字稲佐301	平成29年2月19日

熊本県公告第87号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成23年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	上益城中央2期 (西寒野工区) (甲佐町)	平成22年7月30日	平成22年11月19日	熊本県

登載依頼**熊本県環境審議会公告第7号**

第44回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年2月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開催日時
平成23年2月28日（月） 午前10時から午前11時30分まで
- 開催場所
熊本市水前寺公園28-51

- ホテル熊本テルサ 3階「たい樹」
- 3 会議内容
- (1) 会長選出、部会員の指名等
 - (2) 報告事項
第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話096-383-1111内線7322）